

平成23年度第11回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	平成24年1月13日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	15時05分	
委員出欠	番号	氏名		番号	氏名	
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	出席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
11番	白川 透	出席				
議事録署名委員	12番	吉原 賢郎		13番	岩田 有司	
出席吏員	事務局長 景山 毅 農務室長 田村 誠 事務員 田辺 操枝 地籍調査室主幹 岩田 政幸					

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	地籍調査に伴う地目の認定について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
協議事項	(1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について (2) 南部町農業振興諸施策に関する建議について (3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 一時転用について (3) 一時転用農地復元完了について (4) 平成23年度南部町賃借料情報の公開について
その他	(1) 平成23年度第12回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1.開会	局長	ただ今より、平成23年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。全員出席です。農業委員会法第21条農業委員会規則第5条によりまして本会は成立しています。
2.挨拶	議長	
3.議事録署名委員及び書記の選出		議事録署名委員：12番 吉原 賢郎 13番 岩田 有司 書記：田辺 操枝
4.議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を上程致します。
	局長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規程により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 平成24年1月13日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀

		内容につきましては、室長より説明致します。
	室 長	番号 1 土地の表示 登記：田 現況：田 地積： 合計： 田 1筆 m <sup>2</sup> 譲渡人： 譲渡事由：相手方の希望 耕作面積； 譲受人： 譲受事由：売買 耕作面積： 権利の種類：所有権移転 (備考) の申し出により、今回売買し農地として利用するものである。【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 10aあたりの売買価格は です。
	議 長	議案第 1 号について質疑を受けます。 (質問、意見無し) ご異議ありませんか。
	一 同	異議無し。
	議 長	「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」は議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用集積 計画案の決定に ついて	議 長	議案第 2 号につきましては、地籍調査室より説明に参りますので、先に議案第 3 号の審議に入ってもご異議ありませんか。
	一 同	異議無し。
	議 長	異議がありませんでしたので「議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について」を上程致します。
	局 長	議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。 平成 24 年 1 月 13 日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 内容につきましては、室長より説明致します。
	室 長	【利用権設定整理番号ごとに朗読及び説明(44～49 頁)】 [新 規] 整理番号 1 番～5 番 設定を受ける者：5 人、 設定をする者：4 人 設定をする土地：9 筆 計 15,165 m <sup>2</sup> [再設定] 整理番号 6 番～12 番 設定を受ける者：3 人、1 法人 設定をする者：7 人 設定をする土地：15 筆 計 21,732 m <sup>2</sup> この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	質疑に入りますが、農業委員が対象となっている事案が含まれていますので、整理番号 1 番・9 番・10 番を除いたものについて審議を行います。
	幅田委員	48 ページの番号 5 についてです。農業従事者が空欄になっていますが、おられないのに農業が出来るのですか。
室 長	利用権設定を受ける者の農業状況等ですが、5 番の さんは今回初めて利用権設定を出されます。過去の状況の構成を記載するようになっていきますので、今回初めてのため未記入となっています。	
議 長	具体的に説明をお願いします。	
室 長	さんは さんの さんです。今までは、 さん	

		に機械を借りながら農業の手伝いをされていました。 さんの手伝いをされていましたが、 さんがお亡くなりになられて息子さん一人では大変だということで、今回利用権設定をされました。農機具の所有については さんに借りながら、 さんの さんから1年間借りて農業をされるということです。記入の方法については、先ほど述べましたように今まで実績が無かったために空欄になっています。
	幅田委員	分かりました。
	議長	他にありませんか。 (質問、意見無し) 無いようですので、「議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について 整理番号1番・9番・10番を除いたものについて」議決承認されました。 整理番号1番について質疑を受けます。安達委員退席をお願いします。
		(安達委員退室)
	議長	(質問、意見なし) ご異議ありませんか。
	一同	無し。
	議長	整理番号1番は議決承認されました。
		(安達委員入室)
	議長	整理番号9番・10番について質疑を受けます。松川委員は退席をお願いします。
		(松川委員退室)
	議長	(質問、意見なし) ご異議ありませんか。
	一同	異議無し。
	議長	整理番号9番・10番は議決承認されました。
		(松川委員入室)
議案第2号 地籍調査に伴う 地目の認定につ いて		(地籍調査室 岩田主幹入室)
	議長	「議案第2号 地籍調査に伴う地目の認定について」を上程致します。
	局長	議案第2号 地籍調査に伴う地目の認定について このことについて、下記の通り地目の認定をもとめられたので審議を求めます。 平成24年1月13日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀
	室長	4～40ページまでが、農地から農地外への変更で354筆です。41～42ページまでが、農地外から農地への変更で5筆です。合計359筆での上程となっています。尚、具体的な補足説明のため地籍調査室 岩田主幹に同席を願っています。
	議長	本日、抜粋して現地調査を行いましたので室長より報告を致します。
	室長	現地調査資料の7～10ページに抜粋した現地を記載しています。地目変更案件4筆を抜粋して現地を確認しました。1ヶ所目はため池、2ヶ所目は公園、3箇所目は雑種地、4ヶ所目は原野を見ています。
	議長	質疑を受けます。
	野口康夫 委員	何回も説明を受けていながら、お恥ずかしいのですが教えてください。例えば61番は地籍調査前の面積が701㎡で、調査後が951㎡と増えています。これは地籍の間違いですか、それとも昔の登記が違っていたのですか。逆に減っている所もあるので、この見方を教えてください。

	岩田主幹	例に出ました 61 番で説明致します。701 m <sup>2</sup> が現在法務局で登記されている面積です。現地を実際調査して測量したのが 951 m <sup>2</sup> です。単純に言えば、昔の制度での計測と現在の制度での計測でこれだけの差が出たということです。明治の頃に計った数字と現在の計測では、これくらいの差が出ることはよくあります。
	野口 康夫 委員	72 番くらいの誤差なら分かりますが、61 番は 250 m <sup>2</sup> も違うのは何故か疑問に思い質問しました。
	岩田主幹	長い年月の間に、隣に食い込んでいるのかもしれませんが。
	議 長	隣接地の方は納得されていますね。
	岩田主幹	はい。納得されています。 実際に山林の調査をして、一山を計って、全ての面積の 1,7 倍の結果が出たこともありますので、昔は小さく計測されていたことはあったと思います。
	野口 康夫 委員	分かりました。
	種 委員	先ほど、“他の土地に食い込んでいる”という説明がありましたが、それはおかしいではないでしょうか。境界を新たに確認して杭を打って地籍調査されたわけですから、その表現はおかしいと思います。
	岩田主幹	はい、そうです。
	議 長	撤回して再度説明を願います。
	岩田主幹	両者の確認が出来た境界線が、元始筆界より多少ずれている所を両者が確認されている場合もあります。
	野口 晴正 委員	地籍調査をされる時に境界立会いをしますが、納得いかずに認められなかった場合の対処方法はどうなっていますか。
	岩田主幹	(黒板に図を書きながら説明) 1 番地と 2 番地の間の境界について両者が確認出来なかった場合は、法務局の地図をこの様にして書いて筆界未定という処置をします。筆界未定ということで登記されます。
	唯 代理	協議地ということですか。
	岩田主幹	地図に表せない土地ということになります。登記簿はそのままです。筆界未定になった場合でも一筆ずつの名義変更は可能ですが、分筆等の売買は出来ません。出来る限り筆界未定地は出さないように努めてはいます。
	作野委員	隣の 3 番地 4 番地の境界も認められませんか。
	岩田主幹	3 番地との境界は確認するが、1 番地とは確認したくないということです。3 番地は確定出来ているということになり不利益はないことになります。
	議 長	他にありませんか。 (質問、意見無し) 無いようですので、「議案第 2 号 地籍調査に伴う地目の認定について」は議決認定されました。
		(岩田主幹退室)
5、協議事項 (1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について	議 長	「5. 協議事項 (1) 農地利用状況調査の実施報告及び今後の計画について」を上程致します。提案者より説明を求めます。
	室 長	当日配付資料で『遊休農地調査表』をお配りしています。個人情報が含まれていますので担当地区の農業委員さんのお渡ししています。遊休農地調査の結果につきましては、農地パトロールの実施要領や農業委員会の指導に関する手引き等で定めてありますので、昨年から引き続きの委員さんをご理解されていると思いますが、新しい委員さんは再度見ていただいて、指導の要領をご確認いただきたいと思います。

		<p>事務局で遊休農地の集計がほぼ整いました。全体で22.2haでした。昨年が13.4haでしたので約8.8haの増となっています。</p> <p>これから皆様には口頭による指導をしていただきます。事前審査でも確認しましたが、例年3月までに口頭による指導を終えていただいています。集計の都合上2月中に事務局までご報告をお願いできたらと考えています。色判定が出来ていない新規の遊休農地については、本人さんと連絡が取れなくても現地の状況で判定していただいて、なるべく早く事務局まで連絡を下さい。全農業委員さんの担当地区に遊休農地があるわけではありませんが、法に従った業務ですので1日につき6,200円の日当が用意されています。</p>
	議長	質問等ありませんか。
	岡田委員	毎年調べてあるようですが、この度初めて農業委員になりましたので、地主さんに対してどの程度の指導をするのか教えて下さい。
	議長	遊休農地に対して地主さんに、この農地をどうされるのか「利用集積されますか、売買されますか、今後、耕作されますか」といったことを聞いて下さい。本人さんの意思が一番ですので、地主さんより売買の希望や、利用集積の依頼などの聞き取り調査をお願いします。これを2月中に行って下さい。不在者地主につきましては事務局から通知を出します。
	岡田委員	強制は出来ないの、あくまでも地権者さんの意見をお聞きするという事ですね。
	議長	そうです。その中で白紙委任の方法があることも説明していただきたいと思います。
	岡田委員	“新”と記されているのが今年度新たに遊休農地になった所で、それ以外は今までに聞き取りはしてあるが進展していないということですか。
	室長	そうです。
	白川委員	私の資料に“解消”と記してあるのがありますが、済みということですか。
	室長	解消済みということですよ。
	議長	2月中の提出をお願いします。
(2)南部町農業振興諸施策に関する建議について	議長	「(2)南部町農業振興諸施策に関する建議について」を上程致します。
	室長	建議の案につきましては12月の総会で承認をいただいています。本日は提出するにあたり、かがみになる文章をお配りしています。まず、訂正をお願いします。提出期限が平成23年2月末になっていますが、平成24年の誤りです。皆様にご確認いただきましたら本日付けで提出したいと考えています。昨年は班長さんを代表として懇談会を行った中で提出しましたが、本年度は事前審査で協議した結果、事務局を通じて町長部局へ提出することにしましたのでご了解下さい。回答を受けましたら皆様にご報告致します。
	議長	ご質問等ありませんか。 (質問、意見無し) この様な形で建議を行いますので宜しくお願いします。
(3)農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について	議長	「(3)農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について」を上程致します。
	室長	昨年12月に区長文書で発送して、農業委員会に1月10日までに提出ということで、現在締め切りとなっています。届きました登録申請書の閲覧を各農業委員さんをお願いします。閲覧の期間ですが、今年度は順調に回収出来ていまして、来週からできる状況です。選挙管理委員会には1月31日提出締め切りですが、閲覧確認が終了次第送付して欲しいという事ですので、来週16日から25日までの間で都合のよい日を連絡いただいて事務局で閲覧をお願いします。不明な点は、常

		に事務局で農地台帳を検索して確認しながら行うように考えています。それから、選挙人名簿の農地の扱いですが、農業委員会等に関する法律の第8条第3項に記載がございます。『農地の面積は、登記簿の地積のある農地にあつては当該の地積とし、登記簿の地積のない農地にあつては農業委員会が定めた面積とする』という記載になっています。つまり、南部町に住所を有する方で、南部町内だけに農地を有しておらず他の市町村に登記簿上に農地を有している人は、どのように確認して認めているか法律に記載してあります。南部町以外に所有されている農地については、農業委員会から所有されている市町村へ照会をします。
	唯 代理 室 長	登載申請書が全集落から集まっている事は確認されていますか。 確認しています。
	安達委員	自分が耕作している面積より大きい面積が申請書には記載してあるのが分かり、申請者が改正した場合は、その面積で良いのですか。
	室 長	この面積の問い合わせは本年度とても多かったです。昨年の面積には、農地台帳に載っている、転作扱いで自己保全等になっている農地も全て含まれています。たとえば、細目書を書いた時に、所有農地が7,000㎡の内4,000㎡しか耕作していないので、その面積を記入したのに、農業委員会の認定面積は農家台帳の所有面積が載っているということになっています。申請書では、農業委員の皆様に、南部町に住所を有して10a以上の耕作を世帯で行われているのは間違いのないことを確認していただいて、選挙権が有るか無いかの判断をしていただけます。ご本人が10a以上の面積を申告されているのを、あえて農業委員会で台帳の面積を載せるのではなく、本人さんの申告のとおり認定しても問題はありませぬ。その辺の食い違いによる問い合わせがあることを委員の皆様は承知して下さい。出来れば、本人さんの申告された面積を農業委員会の認定面積として、申請者に違和感の無い面積にしたいと考えています。
	議 長	16日～25日の間に閲覧をお願い致します。 休 憩 (14時26分～14時40分)
6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議 長	再開致します。 「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程致します。
	室 長	【6, 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について 朗読(50分)】 離作補償料はありません。
	議 長	何かございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	「(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」を報告致しました。
(2) 農地一時転用届について	議 長	「(2)農地一時転用届について」を上程致します。
	室 長	【6, 報告事項(2)農地一時転用届について朗読及び説明(51～55分)】  1番から9番まで同一の借受人で、に伴うを造るための一時転用です。現地調査資料の4～6ページになります。5ページに全体図が載って薄く塗りつぶしてあるのが該当地です。ここは利用権設定されている方もおられましたが、所有者及び借りておられる方々の同意書は頂いています。水利権等の同意書も頂いて、今回の申請になっています。
	議 長	何かございませんか。 (質問、意見無し)

		ご異議ありませんか。
	一同	異議無し。
	議長	「(2)農地一時転用届について」は承認されました
(3)一時転用農地復元完了について	議長	「(3)一時転用農地復元完了について」を上程致します。
	室長	【6, 報告事項(3)農地法第5条第1項の規定による農地復元完了届について朗読(56頁)】
	議長	現地調査報告をお願いします。
	唯代理	本日午前9時より、恩田会長、幅田委員、渡邊委員、橋谷委員、私、影山局長、田村室長で現地調査を行いました。現地調査資料の1~3ページをご覧ください。積雪がございましたので、 の状況を見ながら、昨年11月に完了された時点で撮ってあった写真と現状を照合して復元されている事を確認しました。
	議長	質疑を受けます。
	市川委員	確認ですが、2番の さんの土地は ですね。図面には となつていますが、間違いではないですか。
	室長	現地調査資料の2ページからの質問ですが、 さんとは現在連絡が取れない状況で、相続権者をたどって さんの が手続きをされています。名前の変更がなかなか出来ない状況で となつています。
	市川委員	分かりました。
	議長	他にありませんか。 (質問、意見無し) 「6, 報告事項(3)農地法第5条第1項の規定による農地復元完了届について」は承認されました。
(4)平成23年度南部町賃借料情報の公開について	議長	「(4)平成23年度南部町賃借料情報の公開について」を上程致します。
	室長	本日『南部町農地賃借料等情報』をお配りしています。農地法の改正に伴い21年度から標準小作料制度が廃止され、南部町農地賃借料情報を提供することになりました。23年1月から23年12月までの間に締結された賃借権について賃借料の水準を、地区ごと、田と畑の区分ごとに表にしました。これを農業委員会にお諮りして議決後インターネット及び広報等で公表致します。 【『南部町農地賃借料等情報』の朗読】 会見地区・畑の部の最高額が2万円と高いのはタバコの貸借があったためです。問い合わせがあった際にはその情報をお伝えします。
	議長	この事についてご質問はありませんか (質問、意見無し) 無いようですので、原案どおりに情報提供致します。
平成23年度第12回南部町農業委員会総会の日程について	議長	平成23年度第12回南部町農業委員会総会の日程について 平成24年2月10日(金)
その他	作野委員	本日の新年会について(案内)
	議長	その他、何かありませんか。
	岡田委員	ソフトバンクより農振地域に鉄塔を建てたいとの依頼がきていますが、この場合はどうなるのでしょうか。
	議長	それは、電波法で許可不要です。
	岡田委員	分かりました。
	室長	農作業策定協議会の案内を担当委員さんに配らせていただいています。平成24年1月24日(火)午前9時から、この場所で行います。

8、閉会	議長	これにて、平成23年度第11回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		